

富沢靈岸著

封建制と王政

——イギリス封建制の特質——

鈴木利章

戦後は終った。しかし、学界ではまだその余韻が残っている。敗戦直後それまで牢固としてあった封建遺制の克服と、新しい民主主義的・自由主義的な発展が叫ばれて以来、封建制度は、超克されるべきもの、つまり現存する悪の根元として、研究されつづけ、今だにその態度はかわっていない。本書も、戦後一世を風靡したこの問題意識に立ってかかれたものである。

しかし、基底にこのような問題意識をひめながらも、今日までの封建制研究には波があった。波長十数年、最初の波は、唯物史観により、川底よりおこされた強烈なものであり、研究者の大半の目は、社会経済史的研究、具体的には、農奴制社会、荘園研究に釘付けされてしまった。本書には、著者のこの時期の成果は収録されていないが、著者の研究歴もこの時代より始まる。

ここ十年の経済界の高度成長のおかげで、敗戦直後の極端な食糧の欠乏がなくなり、「理解される以前に体得できた唯物史観に適合的な土壌」が失なわれ、研究対象も前代の研究成果をふまえて、下部構造のうえに構築される封建社会の全体像、社会経済

史より政治史、法制史へと変化していった。一九六八年度第十九回日本西洋史学会大会中世史部会のシンポジウムの最後にあたり、ある研究者が、農奴制がほとんど問題にされないのを遺憾とするむねの発言があり、はからずも研究対象の推移が象徴的に示された。本書は、これらの時代の動きに敏感に反応して書かれたものであり、アブ・トゥ・デイトな成果といえる。

さて、本書は、大きく二つの部分に分けられている。前半では、ノルマン征服以前アングロ・サクソン時代の王政の発展（第一章）、封建的所領の形成（第二章）、さらには両者を対置させて、国家的貢租と封建地代、領主保証制と王政、裁判権、軍役（以上第四章）の分析があり、後半は、ノルマン征服後の王政の発展（第五章）と封建制の展開（第六章）を展望したものである。著者が一貫して主張していることは、王政と封建制とはかならずしも矛盾しないこと、さらに前半と後半の分岐点としてノルマン征服があげられているけれども、叙述のなかでは、征服をそれほど画期的事件とは評価せず、征服によりただ前時代のサクソンのもの発展が促進されたにすぎないとしていることである。著者のごとく、サクソン時代の研究でみうけるゲルマニストとロマニストの対立を、ノルマン征服にまで敷衍するのは、混乱のもとではあるが、著者の立場をあえてこの言葉で表現すれば、征服前ではローマ的なものを否定し、征服についてはノルマン的・ラテン的なものを否定する、いわば一貫性のあるゲルマニストといえよう。

まず第一章において、アングロ・サクソン時代の王政の発展を概観する。つまり、八世紀末マーシア王オファ時代から九世紀末アルフレッド大王時代を経、十世紀初めからの後継者にかけて、

中央・地方の行政組織が整備され、それにつれて王権そのものも確立していく過程が確認される。じつは、この時期は、ブックランド（封建的所領）の成立期でもあり、イギリス封建制度の特質があきらかになるところでもある。このブックランドの成立については、つぎの第二章で詳細に論じられており、また筆者のみるところではこの第二章こそ本書のなかで最も野心的な部分のひとつであるように思われる。

従来アングロ・サクソン社会を理解するについて、ゲルマニストとロマニストとの間に論争がたかわれてきた。著者は最近活躍のめざましいロマニスト、E・ジョンの最新の業績を批判的に撰取しつつ、ゲルマニストの立場を補強強化している。ゲルマニスト・メートランドの見解では、本来一般的であった民有地（folkland）が、七・八世紀、教会への土地寄進が盛んになるにもなつて、封建的領有地（bookland）に転換していったとする。そして、この際ブックランドを領有した教会がもつた権利は、土地に関する収益の一部の取用権とその土地の負うている負担の徴収権のみであり、土地の所有権まで譲渡されたものではないといわれてきた。これに対し、前記E・ジョンは反論し、ブックランドをもつた教会は、メートランドがのべた権利のほかに、土地の自由処分権、永代後継権なども含まれた永代所有権をもつた確固たる権利をもつていたとして、メートランドを批判した（この法習慣の起源は、ローマ帝政末期の領地寄進の慣例を借用したもの——E・ジョン）。

この二説を前にして、著者は、ブックランドに含まれた諸権利につき、E・ジョン説の正しさを確認する一方、民有地の存在を

否定したE・ジョンの説には、ことごとく反論を加え、ブックランド成立以前には、民有地が卓越していたことを立証する。しかも著者は、メートランドのいう民有地よりE・ジョンが主張するブックランドへ移行する中間に、メートランドのいうブックランド説を介入させ、教会・豪族の民有地領有（食物地代徴収権と行政権のみ。相統権は譲渡されていない）の段階を、過渡期的保有の段階と指定し、民有地よりブックランドへの移行というゲルマニスト的路線の理解を容易ならしめている。この過渡期的段階を積極的に確認したのは著者の新しい野心的な主張といつてもよい。

第三章においては、前章で確認された民有地——豪族による民有地保有——封建的所領という系列に対応して、地代、保証制、裁判権がいかに転換されていくかを明らかにする。たとえば、本邦国王に納められていた国家的貢租 *scot* が、豪族の民有地保有さらにはブックランドの盛行と同時に、その給付さが国王より豪族にかわり、ひいては *scot* も封建地代の意味をもつようになること（第一節）。また保証制度の発達においても、民有地段階のメイズ（血縁共同体）から七・九世紀のブックランドの段階の *triga*（*bon* 保証人）制へという変化がみられること。さらにこの制度は、領主の支配下にある領民の領主による保証の外にいる自由人に対してまでも領主に保証を強要した制度であるが、この制度をテコに領主の自由人支配の可能性をひきだす制度でもあったこと。しかし、この自由人のなかに常習犯・前科者がいる場合、領主はそのわずらわしい責任を回避しようとし、責任は共同体に、収益は領主という制度の創設につとめ、これがクヌート王時代の自由な領民たちのみの集団保証制度 *thing system*（十人組

織)に結果することなど確認する(第二節)。

さらに、領主裁判権の発展についてもJ・ゲールベルの主張(サクソン時代の領主裁判権の内容、裁判科料徴収権のみ)を排して、九世紀以降領地権利証書によりみとめられた裁判権のなかには、科料徴収権のみではなく、犯人を裁判する権利も含んでいることをのべ、ブックランド段階での領主裁判権の一步前進を明らかにしている(第三節)。

軍役については、フィールド軍は本来国家的義務により召集されたものであり、国民軍としての性格をとりつづけ、封建化の動きと一見関係のようにみえるが、その実、封建的所領が成立するにつれて、単位地域の軍役義務は、その支配者である封建的領主が負うようになる。またその段階では、ただその軍隊への監督権のみで、封建的軍役義務の成立とまではいえないが、それへの一里塚であることを明らかにしている。このフィールド軍に関しては、最近とみに論争がはげしく、問題の多いところであるが、手ざわよくその論争がまとめられており、これも大いに参考になる(第四節)。

以上が、本書前半部の概要である。著者の基本的な主張は、王政と封建制とは矛盾せず、両者がともに平行して発展していくことと、民有地——豪族による民有地保有——封建的所領という三段階による封建的所領の形成の図式である。前者の指摘には問題はないとしても、後者のものに若干不十分な点が残る。というのは、民有地から封建的所領へという図式に、積極的に豪族による民有地の保有という過渡期的とはいえずひとつの段階を介在させるとすれば、その段階における地代のあり方、保証制度の特徴、

裁判権上の意味などもその段階に対応する積極的な特徴をもっていることを主張できるものでなければならぬのではないであろうか。この過渡期的段階における地代、保証制、裁判制の過渡期的段階が明確にされたときに、この段階の画期的な意味がより明瞭になってくるように思われる。

つぎに、本書の後半部の紹介にうつる。

第四章では、ノルマン征服の経過をあとづけ、ノルマン征服後の発展は、新しく導入されたものが展開するのではなく、サクソン時代の伝統的基盤のうえに展開したものであるとし、ノルマン征服の意味は強調されない。

第五章の王政の発展は、大法官書記局、最高司法官、会計院など、史料が不足し、かつ制度自体いりくんでいる中央制度の発展を、無難な線でまとめられ、有益な概説となっている。さらにシモン・ド・モンフォールの内乱、その後の王政などまで展望をのびし、この種の概説のすくない分野だけに、研究家にとって役立つものである。

一九六六年は、ノルマン征服後九〇〇年にあたり、これを機会にして、英米学界では、その前後にノルマン征服に関する多数の論文、著書が世に出た。従来の定説と真向から対立する説、定説支持の論文、それらの折衷による第三の説など、意欲的に論争がおこなわれ、わが国でも、その論争の紹介がされている。第六章で論じられたものは、この論争についてである。著者の結論をひらきあげれば、騎士役賦課(sevritium debitum)は、ウィリアムが、征服後、征服地で創りあげたもの(D. C. Douglas 説)、ナイト采邑(knight fee)の創設には、およそ八十年ほどかかり、

最初は家中騎士、それから本来の騎士へとかわっていくこと、さらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえで類似点が多いこと(連続面)、またサクソン時代の国民軍フィロドが征服後までも存続し、しかも歴史の方向を決定する役割を演じていること、そのうえ、イギリスでは、征服により封建制度を整備するやいなや、その直後より、ナイト采邑の細分化、軍役賃加金(scutage)の流行などがみられ、封建化の方向と非封建化の方向とがいろいろみだれたイギリス封建制度の複雑さが指摘されている(第一節)。

つきに、第三章第二節と対比しながら、征服以後の保証制度(frankpledge system)が論じられている。

征服後の十人組織は、征服前の tithing system と、施行地域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後は不自由人と対称的であり、著者は、この間における農奴制の成立を暗示している。しかし、不自由人を対象としていることを示す史料がほとんど十三世紀初のものであるのが気がかりなことである。また、イギリス王政は、公共法廷を通して自由民を直接支配すると同時に、領主法廷を通して不自由人、農奴の間接支配を行ない、漸次封建制度をふりきって王権を拡大させていくとものべられている(第二節)。

さらに、イギリス封建王政の確立、国王大権理念と封建制を論じ(第三節)、終章でイギリス封建制の最盛期をサクソン末期より征服直後にかけての時期に求めて、本書を終えている。イギリス封建制の研究のむずかしさであるが、イギリス封建制度の展開のうちには、かならず非封建化のうごきがあり、何時をもってその

最盛期ときめるかは至難のわざである。著者の場合においても、この時期には騎士はまだ采邑をもたず、典型的な騎士とはいえず、騎士の成立を封建制成立のひとつのメルクマールとすれば、たちまちあわなくなってしまうのである。

また農奴制の成立をとってみても、著者は保証制度の変遷(自由人対象の tithing system から不自由人対象の frankpledge)、Rectitudines Singularum Personarum (一〇二五年)の農民層とドゥームズデイ・ブック(一〇八六年)のそれとを対比して、農民各階層の隷属化を暗示しているが、ドゥームズデイ・ブックの Villanus (直訳 村民)が、はたして法的身分の上で不自由身分つまり農奴身分であったかどうかまだまだ検討すべき点が残されているようである。ドゥームズデイ時代には、イースト・アングリア、デーンロー地帯では、自由農民が多数残っていたし、そのうえ、かれらが軍役奉仕(フィールド軍)をしていたことも報告されている(ビータバラ修道院の場合)。また、ノルマン時代のフィールド軍の召集をみれば、Villanus しかみいだせないような地域でも召集されており、たとえフィールド軍参加義務は三大公的義務のひとつで、国王は土地を領主に譲渡しても、この三大公的義務の権利だけは手元に留保していたとしても、はたして Villanus が法的に不自由民であったのかどうか検討してみる余地がある(A. L. Poole, Obligations of Society in the XII and XIII Centuries, p. 13)。

最後にもうひとつ。著者の封建制度研究の視角についてふれておきたい。著者は、まえがぎのところ、封建制度を克服されるべきものとして、自由主義・民主主義の発展をばはむものとして

研究を行なっている。この点に筆者は不満を感じる。これでは、封建制度の一面しか明らかにできないのではないであろうか。敗戦直後では、この態度もやむをえなかった。しかし、戦後二十三年すぎた今、もう少し柔軟な態度で封建制研究にとりくむべきではないであろうか。封建制度には、唾をはきかけたくなる面が多く存在することも事実であるが、他面、近代的な契約社会を生み出す踏台になった封建制度の本質的な一面（封建契約）のあったことも否定することのできないことであろう。とらわれない目で、柔軟性ある態度で研究が進めば、もちろん悪の面もあきらかにされようが、また同時に評価すべき面もあきらかにならう。この両面を総合したとき、真の封建制度が歴史に対してはたした役割がはつきりしてくるのではないだろうか。

本書は、四百頁になんなんとする力作であり、内容の豊かさは、どわれわれ浅学の手には十分に紹介しきれないほどである。各章

は、かつて個々の独立の論文として発表されたものに手直しされたものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列されており、国制史を中心に、バランスのとれた研究書になっている。中世末期や近世初頭にくらべて、この種の書物の少なかった初期の中世につき、このような本格的書物の出たことは、うれしいかぎりである。そこにのべられている結論も、英国史学界の長い伝統にがっちり足をおいたもので、奇をてらうものではなく、穩健なもので、安心して読める。最初にのべたようにゲルマニストの立場に立つとはいえ、最新の研究をもうまく撰取し、分野も経済のみに限定されず、広く総合的に権力構造を論じたものとして、本書の出版を喜びたい。

(A5版 四三一ページ 昭和四十三年三月ミネルヴァ書房刊 定価 二五〇円)

(神戸市外国語大学講師)